

(記載例) ※ドローン版
河川敷地の一時使用届出書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所〇〇出張所長 殿

提出する出張所名を
記載して下さい。

届出者 住所 〇〇県〇〇市〇〇 番地
氏名 〇〇〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記の通り、河川敷地を使用しますので届出します。

撮影や防災訓練など、ドローンを使用する目的を記載して下さい。

(※撮影の場合は、実施概要書を添付) 記

- 河川の名称 富士川水系 〇〇川 左・右岸 〇km～〇km
- 使用目的 〇〇〇 (ドローン飛行含む) のため
- 使用場所 〇〇町〇〇地先 (〇〇. 〇〇k 付近の高水敷、堤防天端道路)
- 使用面積 〇〇㎡
- 使用内容及び実施方法
・実施スケジュール 〇〇 : 〇〇開始
〇〇 : 〇〇終了
・参加人数 〇〇人
・工作物 ①工作物の名称、種類等
②工作物の設置及び撤去方法
③洪水のおそれのある時の措置
- 使用期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 実施責任者及び緊急連絡先
住所 〇〇県〇〇市〇〇 番地
氏名 〇〇〇〇
連絡先 : 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
: FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

工作物(簡易な仮設物等)を設置する場合は、記入して下さい。

飛行範囲及び発着箇所のわかる図面を添付して下さい。

当日、連絡がとれる電話番号(携帯電話等)を記入して下さい。

本件は自由使用の範疇でおこなわれるものですが、付近住民や他の河川使用者などに影響を与える可能性があるため、河川管理者に使用実態を届け出るものであり、本件の使用が他の自由使用に優先するなどの権利は発生するものではないことは承知しています。

なお、河川の使用にあたっては、以下の注意事項を遵守します。

〈注意事項等〉

- 使用が原因し、河川管理施設を損傷したときは、すみやかに貴職に届け出て、その指示に従います。また、使用が原因し、第三者に損害を与えた場合は、自らの責任において解決にあたります。
- 使用について貴職から河川管理上の指示があった場合は、これに従います。
- 使用中は安全対策及び環境対策等に万全を期すとともに、使用後は原状回復をおこない、ゴミを持ち帰るなど河川の清潔の保持に努めます。
- 届出の内容を変更しようとするときは、改めて貴職に届け出ます。
- 自動車等の乗り入れは、河川管理者の指示に従います。
- 使用中は、気象情報に注意し、出水などの恐れがある場合は、自らの責任において対処します。
- 無人航空機及び模型航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行にあたっては、航空法その他の法令を遵守するとともに、他の河川利用者や近隣住民の安全や騒音被害に配慮いたします。また、民有地や占用地(自治体管理の公園等)上での飛行・離発着については、土地所有者や占有者(公園等の管理者)から事前に承諾を得ております。

受付印

【提出書類について】

1. 河川敷地の一時使用届出書
2. 飛行範囲及び発着箇所のわかる図面
3. 【使用目的が撮影の場合】実施概要書（どのような撮影をするのかを記載）
4. その他河川管理者が求める資料

【提出先について】

原則として使用日（ただし参加者を募集する場合は募集を開始する日）の1週間（土日祝日を含む）前までに、管轄する出張所へ提出して下さい。

なお、複数の出張所の管轄にまたがる場合は、それぞれの出張所に提出をお願いします。

■富士川上流出張所

〒409-3601

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 645

TEL.055(272)0040

FAX.055(272)6398

JR 身延線市川大門駅より徒歩約1分

【管理区間】

韮崎市…富士川（釜無川）は、富士橋上流端から武田橋まで

他6市町…支川笛吹川は、富士川合流点より身延線の笛吹川鉄橋まで

■富士川中流出張所

〒409-2305

山梨県南巨摩郡南部町内船 4544 の2

TEL.0556(64)2310

FAX.0556(64)3554

JR 身延線内船駅より徒歩約5分

【管理区間】

南部町・他3町…富士川は、静岡県境より富士橋上流端まで

■富士川下流出張所

〒416-0909

静岡県富士市松岡官有無番地

TEL.0545(61)0078

FAX.0545(64)9147

JR 東海道本線富士駅より徒歩約30分

【管理区間】

静岡県富士市・他2市…富士川は、河口より山梨県境まで

■笛吹川出張所

〒406-0034

山梨県笛吹市石和町唐柏 720-3

TEL.055(262)2821

FAX.055(263)5420

JR 中央本線石和温泉駅より徒歩約35分

【管理区間】

甲府市・他4市町…支川笛吹川は、身延線の笛吹川鉄橋より岩手橋まで

記載要領

(※ドローン版)

1. 日付 一時使用届けを管轄出張所に提出する日をご記載下さい。
2. 宛名 提出する出張所名をご記載下さい。
3. 住所 住所をご記載下さい。
4. 氏名 氏名をご記載下さい。(団体の場合は、団体名及び団体の代表者名もご記載下さい。)
5. 電話番号 連絡先をご記載下さい。
6. 河川の名称 一時使用を行う河川名を記載し、左岸か右岸かに○をつけて下さい。
※川の上流から下流を見て(海に向かって)左側が左岸、右側が右岸です。
7. 使用目的 一時使用の目的を記載して下さい。※マラソン大会、〇〇小学校遠足、〇〇市防災訓練 など
※撮影や防災訓練など、ドローンを使用する目的を記載して下さい。
【記載例:〇〇〇(ドローン飛行含む)のため】
8. 使用場所 〇〇市〇〇町〇〇番地付近の河川敷
〇〇橋～△△
※使用する場所の住所やランドマーク(目印となる施設)などを記載して下さい。
なお、使用する場所が沿川市町村などが管理する公園やグラウンドである場合、各管理者の許可などが必要となりますので、各管理者にお問い合わせ下さい。
※飛行範囲及び発着箇所のわかる図面を添付して下さい。
9. 使用面積 使用する概ねの面積をご記載下さい。
10. 使用内容及び実施方法 一時使用を行う際の実施スケジュール、参加人数、工作物の種類・数量をご記載下さい。
工作物がある場合は、設置・撤去方法及び洪水のおそれのある時の措置もご記載下さい。
11. 実施責任者 4. 氏名と同一の場合は、記載不要です。
及び緊急連絡先 団体等で使用される場合に、代表者と責任者(担当者)が異なる場合にご記載下さい。
また常に連絡が取れる連絡先をご記載ください。
12. その他(注意事項) 無人航空機及び模型航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行にあたっては、航空法その他の法令を遵守するとともに、他の河川利用者や近隣住民の安全や騒音被害に配慮して下さい。
また、民有地や占用地(自治体管理の公園等)上での飛行・離発着については、土地所有者や占有者(公園等の管理者)から事前に承諾を得たうえで行って下さい。

(一時使用届出書に添付する資料等について)

1. 実施場所を記した地図(飛行範囲及び発着箇所のわかるもの)は、必ず添付して下さい。
2. 撮影に関しては、実施概要書(どのような撮影をするのか)を添付して下さい。
3. 使用形態に応じ、追加で添付図書をお願いする場合があります。